

社会福祉施設の運営管理

- 1 理念・基本方針	
( 1 ) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。	
評価 結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられている。</b></p> <p>b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられていない。</p> <p>c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p>
評価 結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に周知している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために利用開始前に具体的な説明がなされ、かつ、利用開始後も、疑問や質問等が生じた場合に対応するための具体的な体制ができています。</b></p> <p>b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために利用開始前に具体的な説明がなされているが、利用開始後に疑問や質問等が生じた場合に対応する具体的な体制はできていない。</p> <p>c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうための利用開始前の説明が十分ではない。</p>
<p>【 -1 理念・基本方針の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の使命や法人の理念がパンフレットに明示されている。( 1 ) -</li> <li>・理念や事業目的、基本方針は模造紙に記入し、廊下・階段の壁に掲示されており、職員や保護者、子育て支援センターに訪れる地域の方への周知を徹底している。( 1 ) -</li> </ul>	

- 2 事業計画	
( 1 ) サービスの質の向上に向けた事業計画を策定している。	
評価結果	福祉サービス実施機関としての中・長期的な課題を把握している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができています。</b></p> <p>b) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。</p> <p>c) サービス内容やサービス実施体制について、中・長期的な課題や問題点を把握していない。</p>
評価結果	中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が適切に策定されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができています。</b></p> <p>b) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。</p> <p>c) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について、課題や問題点を把握していない。</p>
( 2 ) 事業計画の評価を行っている。	
評価結果	事業計画の実施状況に関する評価を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われており、そのための評価の様式が整備されている。</b></p> <p>b) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われているが、そのための評価の様式が整備されていない。</p> <p>c) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われていない。</p>
<p>【 -2 事業計画の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職種別の改善課題を明確にしたスキルアップ研修を中心に事業計画が策定されている。( 1 ) -</li> <li>・サービスの質の向上を目指した「保育年間計画」「年間指導計画」が策定されており、「月案」「週案」「日案」に反映されている。( 1 ) -</li> <li>・「事業計画に関する自己評価表」(自己評価、10段階による満足度、不足事項、総合判断の4項目を評価している)に基づき事業計画に実施状況に関する評価を行っている。( 2 ) -</li> </ul>	

- 3 管理者の責任とリーダーシップ	
( 1 ) 管理者の責任が明確にされている。	
評価結果	管理者の責任が明文化されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されており、かつ共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されているが、共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されていない。</p>
( 2 ) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
評価結果	管理者は福祉サービスの向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。</b></p> <p>b) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りはしていない。</p> <p>c) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っておらず、職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りもしていない。</p>
<p>【 -3 管理者のリーダーシップの特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「たちばな保育園運営管理規定」に明文化されている。( 1 ) -</li> <li>・2週間ごとに実施している「職員会議」で具体的な取り組みを行っている。( 2 ) -</li> </ul>	

- 4 体制及び責任	
( 1 ) 施設の運営が適切に行われている。	
評価結果	施設内の組織について職制・職務分掌等を明確にしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 職種ごとの分担や責任の所在が明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。</b></p> <p>b) 職種ごとの分担や責任の所在が明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは、十分に行われていない。</p> <p>c) 職種ごとの対する分担や責任の所在が明文化されていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	サービス内容の記録や引き継ぎは適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> サービス内容の記録や引き継ぎのあり方について明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。</p> <p>b) サービス内容の記録や引き継ぎのあり方について明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは十分ではない。</p> <p>c) サービス内容の記録や引き継ぎのあり方について明文化されていない。</p>
<p>【 -4 体制及び責任の特記事項】</p> <p>・年度末の「職員会議」において次年度の「職務分掌表」を公表している。(1) -</p> <p>・「児童票」・「保育日誌」等の記入・引き継ぎ・保管方法が明確に規定されている。(1) -</p>	

- 5 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に対応している。	
評価結果	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行い、把握された情報について職員と共通認識を図る場を設けている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っているが、把握された情報について職員と共通認識を図る場を設けていない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っていない。</p>
評価結果	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場を設けている。</p> <p>b) 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 経営状況の分析的な把握も改善に向けた具体的な取り組みも行っていない。</p>
<p>【 -5 経営状況の把握の特記事項】</p> <p>・「私保連」「全国保育協議会」や県保育部会に積極的に参加しており、他県への視察も行っている。(1) -</p> <p>・「職員会議」で逐一経営状況の報告を行い、即時問題点に対する具体的取組みに着手している。(1) -</p>	

- 6 サービス内容の検討体制	
( 1 ) 質の向上のための取り組みが行われている。	
評価結果	提供するサービス全般の内容検討が定期的に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会等が職種や経験年数の異なる委員から構成され、かつ他施設の情報等も取り入れながら定期的開催されている。</b></p> <p>b) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が職種や経験年数の異なる委員から構成されているが、定期的開催されておらず、他施設の情報等を取り入れたものでもない。</p> <p>c) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が組織されていない。</p>
評価結果	サービス全般の検討内容や結果について、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 検討内容や結果が記録されており、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みを行っている。</b></p> <p>b) 検討内容や結果が記録されているが、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みは行われていない。</p> <p>c) 検討内容や結果が記録されておらず、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みも行われていない。</p>
<p>【 -6 サービス内容の検討体制の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員会議」の後に「サービス検討委員会」を定期的開催し、サービス内容の「計画」「実施」「評価・確認」「改善・検討」のサイクル的な取り組みを行っている。( 1 ) -</li> <li>・「職員会議」で定期的に取り上げ共通認識を図っている。( 1 ) -</li> </ul>	
- 7 人事管理・研修	
( 1 ) 人事管理の体制が整備されている。	
評価結果	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。</p>
評価結果	人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。</b></p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

( 2 ) 職員の就業環境に配慮がなされている。	
評価結果	職員の就業環境や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。</p> <p><b>b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</b></p> <p>c) 職員の就業環境や意向を把握していない。</p>
評価結果	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入し、かつ組織として独自の福利厚生事業を実施している。</b></p> <p>b) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を実施していない。</p> <p>c) 福利厚生事業への取り組みを実施していない。</p>
( 3 ) 職員の研修体制が確立している。	
評価結果	職員の資質向上に関する目標を設定している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定し、担当者を中心にして職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。</b></p> <p>b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。</p> <p>c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標も設定されておらず、組織的な計画推進もできていない。</p>
評価結果	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</b></p> <p>b) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。</p> <p>c) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられておらず、研修計画も策定されていない。</p>
<p>【 -7 人事管理・研修の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の子育てに対する心理的負担軽減を目標として、職員が「カウンセリング講座」に参加し研修を重ねている。保護者からの相談に対するカウンセリング技術（話の聞き方、受容・共感の方法など）の向上に取り組んでいる。（ 1 ） -</li> <li>・「職員の現状評価票」があり、年度末に実施している。（ 1 ） -</li> <li>・管理者と各部門の代表者との個別面談を実施している。（ 2 ）</li> <li>・「群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済」を始め3社に加入している。（ 2 ） -</li> <li>・保育サービスの質的向上を目標とした研修が細部に渡り計画されている。（ 3 ） -</li> <li>・園長・主任を始めとし各職種別・経験年数別に計画されている。（ 3 ） -</li> </ul>	

## 地域等との関係

- 1 地域社会との関係	
( 1 ) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。	
評価 結果	社会福祉施設としての役割等についての理解を深めるための取り組みをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうような活動をしていて、協力団体等の施設を支援する組織がある。</b></p> <p>b) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活動をしているが、施設を支援する組織がない。</p> <p>c) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活動をしていない。</p>
評価 結果	専門機能が地域で活用されるための取り組みをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行い、かつ職員が共通認識を持つ機会を設けている。</b></p> <p>b) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行っているが、職員が共通認識を持つ機会を設けていない。</p> <p>c) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行っていない。</p>
<p>【 -1 地域社会等との関係の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発表会」「地域の商店街七夕祭り」「公民館」の行事参加に対する積極的な活動を行っている。 ( 1 ) -</li> <li>・「子育て支援センター」「公開保育」「障害児の積極的受入」「一時保育」等を行っており、専門機能を地域において活用する取り組みを行っている。( 1 ) -</li> </ul>	

- 2 ボランティアの受け入れ	
( 1 ) ボランティアの受け入れが適切に行われている。	
評価 結果	ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	ボランティアの受け入れにあたり利用者及びボランティアに適切な説明がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) ボランティアに対して必要な事前説明を行い、かつ利用者に対しても活動開始前の説明を十分行っている。</b></p> <p>b) ボランティアに対して必要な事前説明を行っているが、利用者に対しての活動開始前の説明が十分ではない。</p> <p>c) ボランティアに対しての必要な事前説明や利用者に対しての活動開始前の説明も行われていない。</p>
評価結果	ボランティアの受け入れについての工夫がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) ボランティアに関する担当者が決められており、かつトラブル処理を含めてのボランティア受け入れマニュアルが整備されている。</b></p> <p>b) ボランティアに関する担当者が決められているが、マニュアルは整備されていない。</p> <p>c) ボランティアに関する担当者が決められておらず、マニュアルも整備されていない。</p>
評価結果	ボランティアからの疑問等に応えている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアからの疑問等について適切に対応し、必要に応じて業務改善につなげる体制ができています。</p> <p><b>b) ボランティアからの疑問等について対応はするが、業務改善につなげるような体制はできていない。</b></p> <p>c) ボランティアからの疑問等を受け付けるような環境を整えていない。</p>
<p>【 -2 ボランティアの受け入れの特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアの受入について」（マニュアル）が整備されている。（1）-</li> <li>・「体験学習・ボランティアに参加される方へ」（マニュアル）に基づき、ボランティア、利用者双方に対して説明を行っている。（1）-</li> </ul>	

- 3 実習生・体験学習への対応	
(1) 実習生や体験学習の受け入れが適切に行われている。	
評価結果	実習生や体験学習の受け入れに関する基本的な考え方が明示されており、共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されていない。</p>



保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	実習や体験学習の意味について利用者及び実習生に適切な説明がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行い、かつ実習や体験学習開始前に利用者の了解を得ている。</p> <p>b) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行っているが、実習や体験学習開始前の利用者の了解は十分に得ていない。</p> <p>c) 受け入れにあたって、実習生に対しての事前説明や利用者の了解は得ていない。</p>
評価結果	効果的な実習や体験学習を行うための工夫がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 受け入れに関する指導担当者が決められており、かつ効果的な実習並びに体験学習が行われるためにトラブル処理を含めての受け入れマニュアルが整備されている。</p> <p>b) 受け入れに関する指導担当者が決められているが、受け入れマニュアルは整備されていない。</p> <p>c) 受け入れに関する指導担当者が決められておらず、受け入れマニュアルも整備されていない。</p>
<p>【 -3 実習生・体験学習への対応の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立正大学の実習生受入の連携校になっている。(1) -</li> <li>・実習生指導担当者が「実習生受入マニュアル」に基づき、実習生の指導を行っている。(1) -</li> </ul>	

## 保育サービスの利用開始

-1 保育サービスの開始時の対応	
(1) 保育サービスの開始が適切に行われている。	
評価結果	保育所が行っている保育サービスに関する情報の提供を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者がサービス選択し易いような工夫のもと、適切かつ積極的な情報提供を行っている。</b></p> <p>b) 保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者が適切なサービス選択に易いような工夫はしているが、積極的な情報提供を行っていない。</p> <p>c) 保育所が実施する保育サービス等の情報は提供しているが、保護者がサービス選択し易いような特別な工夫や情報提供をしていない。</p>
評価結果	保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に行うとともに、意向を把握して、同意を得ている。</b></p> <p>b) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行い、同意を得ているが、意向を把握していない。</p> <p>c) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行っているが、同意を得たり、意向を把握したりしていない。</p>
<p>【 -1 保育サービスの開始時の対応の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットやホームページに「保育目標」「たちばな保育園の特徴」「特色」が明記されている。毎週水曜日に公開保育（無料）を実施している。(1) -</li> <li>・重要事項は「園のしおり」に記載されており、申込時に園長が説明している。(入園式後の説明は長時間に渡るため、子どもに配慮して行っていない)保護者から「保育の実施」に関する同意書を得ている。(1) -</li> </ul>	

## 指導計画の策定・変更

-1 指導計画の管理体制	
(1) 導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。	
評価結果	指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 指導計画の作成を統括する担当者を置き、かつその実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定め、指導助言が行われている。</b></p> <p>b) 指導計画の作成を統括する担当者を置き、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めているが、指導助言は十分ではない。</p> <p>c) 指導計画の作成を職員が個々に行っている。</p>
評価結果	指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるとともにその内容について、会議等で職員間の共有化が図られるような体制が整備されている。</b></p> <p>b) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されているが、その内容について、会議等で職員間の共有化が図られていない。</p> <p>c) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されておらず、会議等で職員間の共有化も図られていない。</p>
<p>【 -1 指導計画の管理体制の特記事項】</p> <p>・「月案」「週案」「日案」(2歳未満児は一人一人作成)は担任が作成し、主任保育士が統括し、園長が管理責任者となっている。主任保育士・園長の指導助言は「職員会議」を通じて行われている。</p> <p style="text-align: right;">(1) -</p>	

-2 指導計画の策定	
(1) 子ども一人一人についてアセスメントを行っている。	
評価結果	子どもの情報(事実)を把握している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育所として児童票を用意したうえで、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式を整備し、かつ把握された全ての子どもの情報について会議等で職員間の共通認識が図られている。</b></p> <p>b) 保育所として児童票を用意したうえで、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式を整備しているが、把握された全ての子どもの情報について会議等で職員間の共通認識が十分図られていない。</p> <p>c) 保育所として児童票を用意しているが、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式は整備されていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	一人一人の子どもの個別性に配慮し、年齢や発達状況に考慮した指導計画となっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子ども一人一人の個別性に配慮し、かつ年齢や発達状況を考慮した指導計画となっている。</b></p> <p>b) 子どもの年齢や発達状況を考慮してはいるが、一人一人の個別性に配慮した指導計画となっていない。</p> <p>c) 子ども一人一人の年齢や発達状況に考慮した指導計画となっていない。</p>
<p>【 -2 指導計画の策定の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの身体状況や生活状況は、毎年度4月・7月・11月・3月に「児童票」へ記録している。配慮を必要とする子どもの状況は更に「子どもの記録簿」に記録している。記録内容は「職員会議」を通じて周知徹底を図っている。(1) -</li> <li>・0歳・1歳児は個別の「年間指導計画」「月案」を作成し、2～5歳児は年齢や発達状況を考慮した「月案」を作成している。(1) -</li> </ul>	

-3 保育の実施	
(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。	
評価結果	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもの関係する職員が共通に理解している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 一人一人の子どもの記録が詳細に記されており、それぞれの子どもの関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 一人一人の子どもの記録が詳細に記されているが、それぞれの子どもの関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 一人一人の子どもの記録は十分ではなく、それぞれの子どもの関係する職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価結果	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うための会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</b></p> <p>b) 会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) 会議を開催していない。</p>
(2) 保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。	
評価結果	各種マニュアルについての定期的な見直しが行われ、周知徹底されている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行い、職員に周知徹底されている。</p> <p><b>b) 各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っているが、職員への周知徹底は十分ではない。</b></p> <p>c) 定期的な検証・見直しはしていない。</p>

<p>【 -3 保育の実施の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の子どもの発達状況・保育目標・生活状況等は「日案」「週案」「月案」「年間指導計画」に詳細に記録している。(1) -</li> <li>・「月案会議」「職員会議」「給食会議」を定期的開催している。(1) -</li> <li>・「食事マニュアル」は「給食会議」で検証し、見直しを行っている。(2) -</li> </ul>
--

- 4 指導計画の評価・変更
(1) 保育サービスを実施した結果を評価し、その結果により、指導計画を見直している。

評価結果	指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、それぞれの指導計画を見直している。</p> <p>b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果がそれぞれの指導計画に十分反映されていない。</p> <p>c) 定期的な指導計画の評価を行っていない。</p>

評価結果	指導計画の見直しにあたり、子どもの状況に配慮し、保護者の意向を反映している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮し、かつ保護者の意向を反映している。</p> <p>b) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮しているが、保護者の意向は反映させていない。</p> <p>c) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況や保護者の意向も反映していない。</p>

<p>【 -4 指導計画の評価・変更の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「週案」は週の反省を記入し、翌週の「週のねらい」に反映させている。「月案」は月末までに評価・反省を行い、翌月の「月案」に反映させている。(1) -</li> <li>・送迎時に保護者から聞き取りを行い、「意見箱」を活用し意見聴取を行い、年度末に保護者アンケートを実施している。園長は毎朝保護者と話をする機会を設けている。(1) -</li> </ul>
---

## 保育サービスの内容

-1 子どもの権利擁護	
(1) 子どもの人権に配慮している。	
評価結果	子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができています。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を収集・把握していない。</p>
評価結果	子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備され、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルは整備されていない。</p>
評価結果	虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策が定められている。</b></p> <p>b) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策は定められていない。</p> <p>c) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの自尊心に配慮している。	
評価結果	基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助を実施している。</b></p> <p>b) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

( 3 ) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。	
評価 結果	プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備し、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程はあるが、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルは整備されていない。</p>
( 4 ) 苦情解決ができる体制が適切である。	
評価 結果	保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられ、保護者への周知徹底が図られている。</p> <p>b) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられているが、保護者への周知が十分ではない。</p> <p>c) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、保護者への周知も十分ではない。</p>
<p>【 -1 子どもの権利擁護の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部のカウンセリング研修会にも積極的に出席（年8回程度）し、研修資料は全職員に配布し共通認識を図っている。（1）-</li> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中に不適切な関わりの防止についてのマニュアルがあり、「職員会議」で共通認識を図っている。「虐待・体罰の発生、疑われる場合の対応について」のマニュアルがあり、手順が規定されている。（1）-</li> <li>・就業規則の中に罰則規定が明文化されており、「虐待・体罰の発生、疑われる場合の対応について」のマニュアルがある。（1）-</li> <li>・基本的な生活習慣や生理現象に関するの援助については、「月案」に記載し、「月案会議」で職員の共通認識を図っている。（2）-</li> <li>・「たちばな保育園における個人情報保護に関する方針」があり、年度始めに全職員に配布し、共通認識を図っている。（3）-</li> <li>・入園時に「苦情申出窓口」の設置についてを配布し、保護者に周知している。園内には「意見箱」も設置されている。苦情を受付けた場合には、「朝礼」で報告、「職員会議」で共通認識を図っている。（4）-</li> </ul>	

- 2 生活環境	
(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。	
評価結果	保育室の採光や換気、温度・湿度等に配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)</b> 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
評価結果	子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)</b> 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>【 - 2 生活環境の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育計画の作成の仕方」の中に採光・換気・温度・湿度の設定マニュアルがある。乳児は「月ごとの温度・湿度の測定値」チェックシートがあり、毎日9:00、13:00と2回確認している。(1) -</li> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中に環境作りの具体的な例示マニュアルがある。保育室の飾り付けについては、「職員会議」を通じて共通認識を図り、担当者が年齢を考慮した季節ごとの飾り付けを行っている。(1) -</li> </ul>	

- 3 午睡	
(1) 午睡しやすいような環境に配慮している。	
評価結果	午睡の環境づくりに配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)</b> 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境作りや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場は特に設けられていない。</p>



評価結果	子ども一人一人の状況に応じた午睡について配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて、職員が共通認識を図る場が設けられ、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助が行われている。</b></p> <p>b) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられているが、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>【 - 3 午睡の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育計画の作成の仕方」の中に午睡のマニュアルがあり、温度・湿度の設定、準備の仕方は年齢別に手順が明記されている。乳児は畳のスペースがあり、他のクラスはござを敷き、カーテンを閉めるなど落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境作りがなされている。(1) -</li> <li>・「保育計画の作成の仕方」の中に「プレスチェック」や、子供一人一人の対応方法のマニュアルがある。「プレスチェック」は寝ている姿勢と検温を、0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごと、2歳児は20分ごとに記録を残している。(1) -</li> </ul>	

- 4 食事	
(1) 給食内容の向上に努めている。	
評価結果	職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的を実施し、給食内容の向上などに反映させている。</b></p> <p>b) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的を実施しているが、給食内容の向上などには反映させていない。</p> <p>c) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的には実施せず、給食内容の向上などにも反映させていない。</p>
評価結果	日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じて、子どもの食事状況を保護者に知らせている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じ、子どもの食事状況を知らせ、その嗜好や食事状況に基づき献立を改善している。</b></p> <p>b) 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、食事状況は知らせているが、嗜好や食事状況に基づいた献立の改善は十分ではない。</p> <p>c) 日々の給食やおやつを保護者に展示をせず、食事状況も特に知らせていない。</p>

(2) 子どもの状況に応じた食事に配慮している。	
評価 結果	子ども一人一人の状況に応じた食事に配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが具体的に行われている。</b></p> <p>b) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが十分ではない。</p> <p>c) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(3) 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。	
評価 結果	食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質や形、テーブルクロス等の食事環境に工夫し、かつ様々な食事のスタイルを取り入れるような取り組みをしている。</b></p> <p>b) 楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質や形、テーブルクロス等の食事環境に工夫しているが、様々な食事のスタイルを取り入れるような取り組みは十分ではない。</p> <p>c) 楽しくおいしく食べることについて、職員が共通認識を図る場が設けられておらず、食事環境の工夫も十分ではない。</p>
(4) 食事に興味を持つような取り組みを行っている。	
評価 結果	食事の大切さについて共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、昼食やおやつのある方に具体的に反映されている。</b></p> <p>b) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいるが、昼食やおやつのある方への反映が十分ではない。</p> <p>c) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいない。</p>

<p>【 - 4 食事の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「給食会議」を月2回開催し、職員全員の共通認識を図っている。「給食交換ノート」を回覧、職員、給食職員双方で意見交換を行っている。「検食簿」があり、毎日担当職員が事前にチェック、試食し給食内容の向上に反映させている。(1) -</li> <li>・毎月「給食だより(献立表)」を保護者に配布している。ベランダ中央の展示ケースに給食とおやつの見本を毎日展示している。子どもの食事状況については、0歳・1歳児は「0歳児、1歳児の連絡」の食事欄に毎日記録し、2歳以上のクラスは「連絡帳」、及び口頭で保護者に知らせている。「給食参観」を1年おきを実施している。(1) -</li> <li>・子どもの負担にならないような食事のあり方については「給食会議」を通じて、共通認識を図っている。個々の食の太さに配慮し、食べない子には、無理に食べさせない等、保護者と相談しながら、個別援助を行っている。(2) -</li> <li>・除去食・代替食を用意している。「アレルギー除去食指示書」を作成している。保護者からの申請に基づき「アレルギーノート」を作成して個人別に記録し、共通認識を図っている。(2) -</li> <li>・食べ物の好き嫌いについての対応や食べることの楽しさについては、「給食会議」を通じて共通認識を図っている。異年齢の交流形式の食事やバイキング形式の食事を取り入れている(3) -</li> <li>・食育基本法を参考に、食事の大切さについて「給食会議」で話し合いが行なわれている。「ジャガイモ掘り」を実施したり、「クレープの日」や「シュークリームの日」などおやつを自分たちで作って食べる等食事に関心を持つような取り組みを行っている。(4) -</li> </ul>
---

- 5 排泄

(1) 排泄の援助が適切である。

評価結果	子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子ども一人一人に対して、個別の計画に基づいて具体的な援助を実施している。</u></p> <p>b) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子ども一人一人に対しての個別の計画に基づいての具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

(2) 排泄時の快適性を確保するための取り組みを行っている。

評価結果	トイレの快適性や雰囲気作りに工夫している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられ、トイレの雰囲気作りに具体的に反映されている。</u></p> <p>b) トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、トイレの雰囲気作りへの反映は十分でない。</p> <p>c) トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

<p>【 - 5 排泄の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育計画の作成の仕方」の中に「排泄」「トイレトレーニングの手順」マニュアルがあり、「月案会議」を通じて共通認識が図られている。0歳・1歳児は「月間指導計画」に個別援助計画があり、援助が必要な子については、保護者から状況を聞いて個別に対応している。(1) -</li> <li>・「保育計画の作成の仕方」の中に「トイレの環境作り」マニュアルがあり、「職員会議」を通じて共通認識が図られている。年度始めには、トイレの入口にかわいい掲示をし、怖がらずにトイレに行けるような配慮を行っている。毎日、夕方職員が規定された清掃手順に従って清掃を行っている。(2) -</li> </ul>
---

- 6 性差への配慮	
( 1 ) 性差への配慮をしている。	
評価結果	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備され、かつ性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備されているが、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等は整備されていない。</p>
<p>【 - 6 性差への配慮の特記事項】</p> <p>・「たちばな保育園「保育計画」」の中に「性差での関わり防止について」マニュアルがあり、差別行動、言動についての職員の意識改革に取り組んでいる。( 1 ) -</p>	

- 7 友達や社会との関わり	
( 1 ) 子どもの友達関係や社会性が育つよう配慮している。	
評価結果	友達との関わり合いを把握しているとともに必要な援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助を行っている。</b></p> <p>b) 子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>
評価結果	互いに尊重し合う心を育てるような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられ、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助を行っている。</b></p> <p>b) 子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられているが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
評価結果	社会性を育てるような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、協調性を養うことやルールを身につけさせるような具体的な援助を行っている。</b></p> <p>b) 子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、協調性を養うことやルールを身につけさせるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>

( 2 ) 身近な自然や社会と関わられるような取り組みを行っている。	
評価 結果	身近な自然との主体的な係わりを重視している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)子どもが主体的に身近な自然や動植物に関わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、その取り組みに具体的に反映されている。</b></p> <p>b)子どもが主体的に身近な自然に動植物に関わることの意味について職員が共通認識を図る場が設けられているが、取り組みへの反映は十分ではない。</p> <p>c)子どもが主体的に身近な自然に関わっていくことの意味について職員の共通認識が図られていない。</p>
評価 結果	様々な人々との係わりを重視している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、ふれあう機会等を積極的に作っている。</b></p> <p>b)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について職員が共通認識を図る場が設けられているが、ふれあう機会等は十分ではない。</p> <p>c)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について職員が共通認識を図る場が特に設けられていない。</p>
<p>【 - 7 友達や社会との関わりの特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達との関わり合いについては、「たちばな保育園「保育計画」」の中にある『「保育指針」の人間関係』に基づいて「月案」に盛り込まれている。日々の状況は「保育日誌」に記録されており、援助が必要な子供に関しては「子どもの記録簿」ノートに個別に記録し、職員会議を通じて全職員の共通認識を図っている。( 1 ) -</li> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中にある「保育指針」に基づき「月案」を作成し、その中で保育士としての関わり方を検討している。けんかをした時は、ある程度までは子ども達で解決させようと働きかけるなど、「私保連の研修」、「園内研修」、「職員会議」を通じて、全職員で取り組んでいる。( 1 ) -</li> <li>・3歳児からは、給食のお当番があり、年齢に応じてお手伝いを実施している。毎月交通指導を行っており、担当職員が、ねらいを決めて「交通指導」ノートに記載、回覧している。ルールを身につけることについては、子どもに考えさせるような働きかけを行っている。( 1 ) -</li> <li>・毎日近くの神社までマラソンをしたり、「月案」の計画に基づき、園の裏にある動物園に行ったり、散歩を通じて畑を見に行きジャガイモの成長を観察したり、草むしりしたり、動植物や自然と頻繁に触れ合う機会を設けている。それぞれの計画は「月案会議」を通じて共通認識を図っている。( 2 ) -</li> <li>・桐生まつり(七夕・まゆだまころがし)に参加したり、地域の高齢者を「納涼会」や「運動会」に招待したり、一緒に「おもちつき」を行ったり、様々な人と触れ合う機会を設けている。すべて年間行事計画の中に盛り込まれており、年度始めには、「職員会議」で(園長より)地域とふれあうことの重要性を説明し、共通認識が図られている。( 2 ) -</li> </ul>	

- 8 表現活動	
( 1 ) 子どもの表現活動についての援助が適切である。	
評価結果	一人一人の子どもが自分の気持ちを自由に表現することができるような配慮がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u>一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やほたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場が設けられ、表現活動について具体的に工夫している。</p> <p>b)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やほたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられているが、表現活動についての具体的な工夫は十分ではない。</p> <p>c)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やほたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられておらず、具体的な工夫も十分ではない。</p>
<p>【 - 8 表現活動の特記事項】</p> <p>・表現活動については「保育指針」から「月案」における「表現」の欄に計画を立てて盛り込まれている。陶芸、パソコン、週1回の体操教室(3~5歳児)、月2回の英語教室(1歳半~5歳児)、月2回の書道教室、そろばん教室(5歳児)など、幅広い体験を通じて、子どもたちが自由に表現できるように働きかけている。(1) -</p>	

- 9 障害児保育	
( 1 ) 障害児保育の実施が適切である。	
評価結果	障害児保育のための個別援助計画の策定が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u>保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画が策定されており、かつその内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b)保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画は策定されているが、その内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c)個別援助計画は策定されているが、保育所としての家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートは用意されていない。</p>
<p>【 - 9 障害児保育の特記事項】</p> <p>・アセスメントシートとして「カード式ポータージェックシート」があり、更に必要に応じて「子どもの記録簿」ノートに個別に記録している。市役所からの年2回(6月、2月)の訪問、保健福祉会館の保健師との相談体制など、各関係機関との連携が図られている。(1) -</p>	

-10 乳児保育	
(1) 乳児保育の実施が適切である。	
評価結果	乳児保育のための環境が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ乳児の生活環境に具体的に反映されている。</b></p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられているが、乳児の生活環境への反映は十分ではない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
評価結果	乳児保育のための個別援助計画が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されており、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意していない。</p>
<p>【 -10 乳児保育の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の安全について「保健衛生マニュアル」がある。又全職員に配布されている「保育計画の作成の仕方」の中に、「乳児の安全」「授乳・食事」「おむつの交換の仕方」「乳児保育についての配慮」のマニュアルがあり、共通認識が図られている。(1) -</li> <li>・乳児一人一人に対して複写式の「0歳児の連絡」「1歳児の連絡」用紙があり、毎日記録されている。「月間指導計画」で一人一人具体的に援助計画が作成され、月末には、主任保育士が確認している。(1) -</li> </ul>	

-11 子育て支援（相談対応）	
(1) 入所児童の保護者の育児支援を行っている。	
評価結果	保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備し、かつ相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備しているが、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備しておらず、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われ、かつ保護者の要望に応じた個別相談等を行っている。</b></p> <p>b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われているが、保護者の要望に応じた個別相談等は十分に行われていない。</p> <p>c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が十分ではない。</p>
評価結果	家庭の状況や保護者との個別面談における情報交換の内容が適切に記録されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 情報交換や相談の内容が記録され、かつ記録することの視点や意味について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 情報交換や相談の内容が記録されているが、記録することの視点や意味について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 情報交換や相談の内容が記録されていない。</p>
(2) 地域の子育て支援を行っている。	
評価結果	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場を設け、かつ子育てに関する情報提供を十分に行っている。</b></p> <p>b) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場を設けているが、子育てに関する情報提供は十分ではない。</p> <p>c) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>
(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。	
評価結果	虐待を受けていると疑われる子どもについて、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられ、的確かつ早期に対応できる体制になっている。</b></p> <p>b) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられているが、的確かつ早期に対応できる体制ではない。</p> <p>c) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルが整備されておらず、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p>



保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対して、適切に対応する体制ができています。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設け、かつ児童相談所等の関係機関との情報交換や連携が密接に行われている。</p> <p>b) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設けているが、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携は十分ではない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルは整備されておらず、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
<p>【 -11 子育て支援（相談対応）の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中の「相談・対応マニュアル」に基づいて行われている。毎朝、園長が園庭に出て保護者から直接相談に応じている。相談窓口の担当職員が定められている。（１）-</li> <li>・保護者との連絡は、複写式の「0歳児の連絡」「1歳児の連絡」、2歳児以上は「おたより帳」と「連絡用紙」を活用している。又、保育士が送迎時に必ず保護者と口頭でコミュニケーションを取っている。6月には全員、12月には年長組の個別面談を行っている。特別な報告には「連絡用紙」を活用している。（１）-</li> <li>・保護者との個別面談の内容は「個人面接の内容」に記録されている。（１）-</li> <li>・「子育て支援センター」を設置している。毎月「ダンボ通信」の発行、及び保健福祉会館、公民館、病院等にパンフレットを配布し、地域の子育て支援のために、遊びの場の提供、育児相談、無料の公開保育（毎週水曜日）を行っている。（２）-</li> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中に「虐待が疑われる事例の対応マニュアル」があり、「職員会議」を通じて共通認識を図っている。（３）-</li> <li>・「たちばな保育園「保育計画」」の中に「虐待を受けていると思われる子どもの保護者に対するマニュアル」があり、「職員会議」を通じて共通認識を図っている。関係機関の一覧表が掲示されており、市役所との連携が図られている。（３）-</li> </ul>	

-12 保護者との連携	
(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。	
評価結果	保護者への情報提供が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているとともに、子ども一人一人の情報も十分に提供されている。</p> <p>b) 保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているが、子ども一人一人の情報の提供は十分ではない。</p> <p>c) 保護者に対しては、保育所全般の情報の提供は不定期であり、子ども一人一人の情報は特に提供されていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	保護者との協力関係が適切に図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ行事等の共同企画・運営や保護者の自主的な活動・交流を援助する体制ができています。</p> <p>b) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、行事等の共同運営は行われているが、保護者の自主的な活動・交流を援助する体制はできていない。</p> <p>c) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、行事等の共同運営も行われていない。</p>
<p>【 -12 保護者との連携の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対しては、入園時に「園のしおり」等の配布、ホームページ、毎月の「園だより」の発行、各保育室前の「黒板」で、定期的に保育園全般の情報を提供している。また子ども一人一人に対しては、0歳・1歳児は複写式の「連絡用紙」、2歳児以上は「おたより帳」と「連絡用紙」を活用し毎日の情報を提供している。(1) -</li> <li>・「保護者会」が設置されており、定期的に行われる役員会を通じて共通認識が図られている。「納涼会」「運動会」「発表会」「おもちつき」「お泊り保育」「お別れ遠足」は保護者会と園との共同運営、「園外交通指導」は保護者会主導によりそれぞれ実施され、担当職員が全面的に協力している。(1) -</li> </ul>	

## 子ども主体の保育サービス

- 1 子どもや保護者の意向の尊重	
( 1 ) 子どもや保護者の意向を尊重している。	
評価結果	子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルを整備し、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場を設けている。</b></p> <p>b) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されているが、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されておらず、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価結果	保護者と共通理解を図り、意向を尊重している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して積極的に保護者の意向を把握し、尊重している。</b></p> <p>b) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して保護者の意向を把握しているが、意向の尊重は十分ではない。</p> <p>c) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられておらず、保護者の意向の把握や尊重は十分ではない。</p>
<p>【 - 1 子どもや保護者の意向の尊重の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育計画」の中に子どもの受容・共感に関するマニュアルがある。子どもの受容方法について「職員会議」を通じて共通認識を図っている。( 1 ) -</li> <li>・「保護者会」の機能と役割について「職員会議」で共通認識を図っている。入園式・保護者会・保育参観(6月、11月)・給食参観(隔年)において保護者から意見聴取を行っている。( 1 ) -</li> </ul>	

- 2 子どもの主体性、自発性への配慮	
( 1 ) 子どもの主体性に配慮している。	
評価結果	子どもの主体性を育てるような配慮を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設け、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような援助を具体的に行っている。</b></p> <p>b) 子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設けているが、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てることの意味についての職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>

( 2 ) 生活習慣や生理現象に関しては子どもの状況に応じて対応している。	
評価 結果	<p>基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じた援助をしている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいて具体的な援助を実施している。</p> <p>b) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいての具体的な援助の実施は十分ではない。</p> <p>c) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、援助が必要な子どもに対して、個別計画に基づいての具体的な援助の実施も十分ではない。</p>
<p>【 - 2 子どもの主体性、自発性への配慮の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの主体性を育てる意味について、「園内研修」「月案会議」「私保連の研修」を通じて職員の認識を高める取り組みを行っている。衣服着脱や排泄について、年齢別に主体的にできるようにするための取り組みを行っている。( 1 ) -</li> <li>・自主性・自発性への配慮のために、個々の子どもの達成度を把握している。援助が必要な子供に対しては、「保育計画の作成の仕方」に基づき個別計画に反映させている。</li> </ul>	

健康管理・安全管理

- 1 健康管理	
( 1 ) 健康管理が適切に行われている。	
評価結果	入所時の子どもの健康状況把握の必要性について、職員に共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等を整備し、かつ入所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) 保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等が整備されているが、入所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康状態に関する調査票等が整備されていない。</p>
評価結果	アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、保護者と連携して適切な対応を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができており、かつ対応の仕方について職員の共通認識を図る場が設けられている。</b></p> <p>b) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができていないが、対応の仕方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができていない。</p>
評価結果	子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 子どもの健康管理のマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 子どもの健康管理のマニュアルを整備しているが、子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康管理のマニュアルを整備されておらず、子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。</p>
<p>【 - 1 健康管理の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時の健康状況は、「入園調査票」（保護者が記入）・「新入園調査票」（担任が記入）により把握している。( 1 ) -</li> <li>・アレルギー疾患に関して、食事（量・食べ方・時間・嫌いなもの・利き手・食べさせてはいけないもの）等の対応方法を把握している。対応方法は「入園調査票」に記載し、「給食会議」「朝礼」を通じて職員の共通認識を図っている。( 1 ) -</li> <li>・子どもの健康管理に関しては「保健衛生マニュアル」に規定されている。「保育計画の作成の仕方」に乳児の視診の項目・手順が規定されている。( 1 ) -</li> </ul>	

- 2 安全管理	
( 1 ) 事故防止のための取り組みを行っている。	
評価結果	発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例を確実に把握する体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)</b> 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備され、職員の共通認識を図る場を設け、周知徹底している。</p> <p>b) 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けておらず、周知徹底は十分ではない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制は整備されておらず、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価結果	事故防止のための体制が適切である。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</p> <p><b>b)</b> 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない。</p> <p>c) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
( 2 ) 防犯のための取り組みを行っている。	
評価結果	防犯のための具体的な取り組みを行っている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、防犯についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</p> <p><b>b)</b> 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない</p> <p>c) 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
( 3 ) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。	
評価結果	事故補償（賠償）について周知徹底している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a)</b> 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布するとともに、その内容について説明会等を開催し、周知徹底されている。</p> <p>b) 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布しているが、その内容について説明会等を開催しておらず、周知徹底されていない。</p> <p>c) 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布していない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	事故（けが、急病等）や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルは整備されていない。</p>
(4) 与薬のシステムが適切である。	
評価結果	与薬について、適切に行われるような体制になっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 与薬のシステムについてマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 与薬のシステムについてマニュアルを整備しているが、子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 与薬のシステムについてマニュアルは整備されていない。</p>
<p>【 - 2 安全管理の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事故・災害報告書」「ヒヤリハット報告書」を作成し、園長・主任保育士へ報告されており、「職員会議」「朝礼」を通じて全職員に対する周知が図られている。(1) -</li> <li>・「園児誘拐事故対応訓練」を11月に、「不審者侵入傷害事件対応訓練」を2月に実施している。訓練の評価結果は書面で記録し「職員会議」で報告されている。(2) -</li> <li>・「日本体育学校健康センター」の災害共済給付と民間の傷害保険への加入に際して、説明を行い、同意書を得ている。(3) -</li> <li>・「危機管理マニュアル」があり、管理体制、防災対策（火災・地震）、事故対策（園内事故・病気食中毒・誘拐事故・不審者侵入障害事件・園児の脱出事故）の対応手順が規定されている。(3) -</li> <li>・保護者からの依頼に基づき、「与薬カード」（2枚複写）を提出してもらい、薬と名前を確認の上、与薬する手順が定められている。薬は指定の管理箱に保管している。(4) -</li> </ul>	

- 3 衛生管理・感染症対策	
(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。	
評価結果	衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。</p>

保育所「たちばな保育園」評価結果

評価結果	感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 感染症への対応についてのマニュアルを整備し、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 感染症への対応についてのマニュアルを整備しているが、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症への対応についてのマニュアルは整備されていない。</p>
評価結果	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルが整備され、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><b>a) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</b></p> <p>b) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。</p>
<p>【 -3 衛生管理・感染症対策の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「衛生管理マニュアル」があり、衛生管理組織、保存書類、給食従事者の衛生管理、検食簿の記録、衛生管理チェックリストの記入等が規定されている。(1) -</li> <li>・「感染症マニュアル」があり、伝染病患者連絡用紙、出席停止通知書、治癒証明の提出等、マニュアルに対応手順が規定されている。(1) -</li> <li>・「給食従事者の衛生管理マニュアル」があり、衛生的な食事の提供方法、食中毒の防止方法、手洗い方法等が規定されている。(1) -</li> </ul>	